

上原善広(著)
『差別と教育と私』
2014年 文藝春秋 A5判 264頁 定価（本体1500円+税）

前村 紘理*

今年は、1994年に日本が「子どもの権利条約」を批准してから20年の節目である。20周年を記念して、その関係各機関、団体によってさまざまなシンポジウムやイベントが開催されているが、子どもの権利を守る教育のあり方についてあらためて考える良い機会と言えるだろう。子どもの権利を守る教育というと、多くの方が「人権教育」を想起するのではないだろうか。実際、今日は「人権教育」という言葉がよく使われている。しかし、それは、2002年の同和対策事業特別措置法（通称「同和立法」）の期限切れにともない、「同和教育」が名を変えたものである。本書は、大宅壮一ノンフィクション賞を受賞した『日本の路地を旅する』の著者が、自身の経験と歴史の現場を歩くことで、「同和教育」と、そこから派生した「解放教育」の意義についての考察を述べたものである。

序章では、崩壊する家庭での著者の苦悩が描かれている。同和地区、被差別部落を意味する「路地」にある家では父と母の諍いがひたすら続き、周囲の助けもないことから、当時中学生だった著者は、シンナーを吸いケンカに明け暮れる日々を過ごすことで中学生活を乗り切ろうとする。しかし、そんな時、M教諭のもとで出会った解放教育により、著者は更生することになるのである。

第一章では、荒れていた著者を更正するに至ったM教諭による解放教育について、現在のM教諭と著者のやり取りが繰り広げられる。一般地区の生徒がほとんどで、路地の生徒は圧倒的に少数であったM教諭と著者のいた羽曳野市立河原城中学校において、M教諭が取り組んだのは解放教育を応用した教育方法である。それは、様々なきっかけをもとに、生徒自身の生活をかえりみ、さらに他の生徒の家庭環境や思いに気づかせることで、生徒同士の絆を深める「仲間づくり」を行うというものであった。具体的な取り組みとして、「自主学習ノート」が挙げられている。「自主学習ノート」において、まずは内面のことを先生に向かって書いてから、皆の前で発表するのであるが、「自分のことを語る」ことは、ネガティブである局面をポジティブにしていく効果があるとされる。しかし、この取り組みにおいて、一瞬だけ盛り上がることの危険性と、将来のことも考える必要性をM教諭は強調する。こうして、「自分のことを語る」ことが繊細なことであると認識しつつ解放教育に取り組んでいたM教諭のもと、著者の非行行為はなくなりていくのである。著者は、その時の状態を「長いあいだ逃亡をつづけてきた犯罪者が、捕まることで安堵したのと似ている」と例える。

第二章には、全国にその実践が広がり、解放教育のモデル校となった大阪府松原市の松原第三中学校（三中）における二人の教師の出会いが描かれている。管理職で体勢寄りの北山貞夫と、同和教育の理論家で反体制の矢野洋は、最初は衝突するが、「学校を良くしたいという気持ちだけは、お前と一緒にや。だからここは一旦、手え握ろ」という北山の声かけのもと、荒れた三中の改革にともに取り組んでいく。そして、荒れている生徒を対象とした山中での「龍神合宿」においては、周囲から「ガラが悪い」「不良も多い」と言われる原因が「差別」にあることを生徒に認識させようと努めた。けれども、思想信条の異なる者同士の十分な「対話」がなされない場合、構造的に内在する差別への両者の意識の傾注よりも、両者の衝突が起こる。

第三章、第四章では、衝突が招いた二つの事件についての詳細が記されている。1969年に同和立法が成立し、この「国法」を後ろ盾に解放教育が各地で花開いた1970年代、兵庫県の八鹿高校では、教師が解放

* お茶の水女子大学大学院博士課程

同盟の糾弾により多数負傷するという事件が起こっていた。この事件については、ほとんど共産党と社会党系の解放同盟のどちらかが詳細に報じてきたため、これまで第三者による検証、報道はほとんどなされてこなかったが、歴史を歩くことを通して、「思想信条の違いだけで大人同士が意固地になって張り合っているようにしか見えない」と著者は事件を振り返る。そして、忘れてはならない「八鹿高校の生徒たち」の声を当時の感想文から拾うことで、彼ら高校生が大人たちよりも冷静に事態を見つめようと努めていたことを明らかにする。

もう一つの事件は、広島県立世羅高校で起こった。国家的事業であった一連の同和立法が、2002年をもって終焉することを見越して、文部省は「是正指導」に乗り出した。主な是正指導の内容は、日の丸君が代の徹底と、校長を頂点とする「学校運営の正常化」であった。そんな中、事件は起こる。日の丸君が代の実施を許さない解放同盟と教職員ら、日の丸君が代の実施を迫る広島県教育委員会、この意見を異にする両者に挟まれた世羅高校の石川敏浩校長が「何が正しいのかわからない」「自分の選ぶ道がどこにもない」という言葉を残して自ら命を絶ったのである。この事件を機に国旗国歌の法制化の動きが進み、現在は公立の小中高校の国旗国歌の実施率はほぼ100%となっている。そして、この国旗国歌法の成立がターニング・ポイントとなり、同和教育と解放教育は大きな岐路に立たされることになるのだ。

21世紀になると同和教育は時代遅れとなり、同和教育は「人権教育」と名を変え、解放教育は過去の「過激な教育実践」として急速に忘れ去られようとしていた。けれども、同和教育や解放教育の実践が日本の教育界に何も意味を成さなかつたわけではないとして、著者は現在の同和教育を知るべく福岡県を訪ねる。第五章では、同和教育、解放教育の現在が描かれているが、中でも印象に残るのは、福岡県にある金川中学で派遣授業を行ったT講師が、授業後の会議で教師たちに向けた次の言葉である。「ただ『差別はいけませんよ』と言うのではなく、『差別するかもしれない』と先生が考え、生徒たちにもそれを考えてもらう。傍観から主観への転換ですね。『差別はする側の問題なんだよ』と気づかせる。差別される側に寄り添うのではなく、差別する側にも寄り添う」「同和教育は生徒との対話から積み重ねていくものだから、指導のカリキュラムなんかいらない」。

終章では「解放教育を超えて」という章題のもと、解放教育の意義とその超克について考察されているが、「私は思うのだが、それがどのようなものであれ、教育は確かに切実なものである。しかし、やがて少年が成長するにつれ一人でそれを乗り越え、切り拓いていくところに、教育の本当の意味があるのでないだろうか」という言葉とともに著者は本書を締めくくる。

今後取り組んでいく「人権教育」が表面的に形骸化したものへと陥らないようにするために、本書における同和教育、解放教育の回顧と反省から以下の三点を学ぶことができるのではないだろうか。

第一に、「対話」の重要性。ブラジルの教育学者パウロ・フレイレ（1979）によると、自分のことを語る者同士による「対話」こそが、人間が人間としての意義を獲得するための方法であり、「対話」において対話者同士の省察と行動がひとつに結びついて、変革し人間化すべき世界へと向かう。

第二に、「自分のことを語る」という取り組みについてM教諭が指摘したように、人権教育の取り組みが、一時的で世間を狭くするような取り組みではなく、その先を見据えた視野の広い取り組みである必要性。

第三に、問題に対する傍観的な態度から主観的な態度への転換を促す教育としての人権教育である必要性。差別など人権が尊重されていない状況の正しい認識と理解は、不正な社会構造の変革、社会正義の追求へと人を導く。

このように本書は、対話において公正な社会を目指す教育の必要性に気づかせてくれる良書であり、一読をお勧めする。